



基発第0827002号

平成20年8月27日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労災診療費の適正払いの徹底について

先般、会計検査院により実施された12都道府県労働局（以下「対象局」という。）の会計実地検査の結果、同院から別紙1のとおり、183労災指定医療機関等において、手術料、入院料等の労災診療費約3,370万円が不適正に支払われていたとの指摘があり、これに対して別紙2のとおり回答したところである。

労災診療費の適正払いについては、労災補償行政の最重点課題の一つとして、厚生労働省、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労災診療費審査体制等充実強化対策事業の受託事業者である財団法人労災保険情報センターが一体となって取り組んでいるところであるが、こうした中で不適正払いが指摘され、かつ、1局当たりの指摘額が昨年より増加したことは、極めて遺憾である。

については、対象局においては、指摘事項について発生原因の分析を行い、今後は不適正払いが生じることがないように再発防止策を講ずることとされたい。

また、対象局以外の局にあっても、別紙1及び別紙2の内容を参考として自局内の的確な審査に資するようにされたい。

なお、財団法人労災保険情報センター理事長あてに別添のとおり協力要請を行っているので、念のため申し添える。



基発第0827003号
平成20年8月27日

財団法人労災保険情報センター理事長 殿

厚生労働省労働基準局長

労災診療費の適正払いの徹底について

貴財団に委託している労災診療費審査体制等充実強化対策事業（以下「審査点検業務」という。）の実施については日頃より格別の御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、先般会計検査院により実施された12都道府県労働局の会計実地検査の結果、183労災指定医療機関等において、別紙1のとおり手術料、入院料等の労災診療費約3,370万円が不適正に支払われていたことが判明しました。

労災診療費の適正払いについては、労災補償行政の最重点課題の一つとして、貴財団と連携を図りつつ積極的に取り組んでいるところではありますが、こうした中で不適正払いが指摘され、かつ、1局当たりの指摘額が昨年より増加したことは、極めて遺憾であります。

については、労災診療費の適正払いを図る上での審査点検業務の重要性にかんがみ、当該業務をよりの確に実施されるようお願いいたします。

なお、会計検査院に対しては別紙2のとおり回答し、都道府県労働局長あてに別添のとおり指示しておりますので、念のため申し添えます。



基発第0827003号

平成20年8月27日

財団法人労災保険情報センター理事長 殿

厚生労働省労働基準局長

労災診療費の適正払いの徹底について

貴財団に委託している労災診療費審査体制等充実強化対策事業（以下「審査点検業務」という。）の実施については日頃より格別の御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、先般会計検査院により実施された12都道府県労働局の会計実地検査の結果、183労災指定医療機関等において、別紙1のとおり手術料、入院料等の労災診療費約3,370万円が不適正に支払われていたことが判明しました。

労災診療費の適正払いについては、労災補償行政の最重点課題の一つとして、貴財団と連携を図りつつ積極的に取り組んでいるところではありますが、こうした中で不適正払いが指摘され、かつ、1局当たりの指摘額が昨年より増加したことは、極めて遺憾であります。

ついては、労災診療費の適正払いを図る上での審査点検業務の重要性にかんがみ、当該業務をよりの確に実施されるようお願いいたします。

なお、会計検査院に対しては別紙2のとおり回答し、都道府県労働局長あてに別添のとおり指示しておりますので、念のため申し添えます。



基 発 第 0 8 2 7 0 0 2 号

平 成 2 0 年 8 月 2 7 日

都 道 府 県 労 働 局 長 殿

厚 生 労 働 省 労 働 基 準 局 長

(公 印 省 略)

労 災 診 療 費 の 適 正 払 い の 徹 底 に つ い て

先般、会計検査院により実施された12都道府県労働局（以下「対象局」という。）の会計実地検査の結果、同院から別紙1のとおり、183労災指定医療機関等において、手術料、入院料等の労災診療費約3,370万円が不適正に支払われていたとの指摘があり、これに対して別紙2のとおり回答したところである。

労災診療費の適正払いについては、労災補償行政の最重点課題の一つとして、厚生労働省、都道府県労働局（以下「局」という。）及び労災診療費審査体制等充実強化対策事業の受託事業者である財団法人労災保険情報センターが一体となって取り組んでいるところであるが、こうした中で不適正払いが指摘され、かつ、1局当たりの指摘額が昨年より増加したことは、極めて遺憾である。

については、対象局においては、指摘事項について発生原因の分析を行い、今後は不適正払いが生じることがないように再発防止策を講ずることとされたい。

また、対象局以外の局にあっても、別紙1及び別紙2の内容を参考として自局内の的確な審査に資するようにされたい。

なお、財団法人労災保険情報センター理事長あてに別添のとおり協力要請を行っているので、念のため申し添える。